

兵庫県立明石南高等学校いじめ防止基本方針

兵庫県立明石南高等学校

1 学校の方針

本校は、創立100周年を迎えた明石市内でも歴史のある伝統校であり、総合学科として更なる飛躍を目指している。

校訓「自主・協同・善意」のもと、人間力を磨き、知・徳・体の調和のとれた「こころ豊かな人格の完成」を目指し、幅広い「確かな学力」と「生きる力」を身につけ、安全安心な社会を担う人材育成を目標としている。

生徒が安心して学校生活を送ることを第一とし、学校教育目標を達成できるよう、いじめ防止に向けて、未然防止、早期発見、いじめ認知後の適切な解決を図る。

そのため、ここに日常の指導体制を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定し、関係機関等とも協力し、すべての教職員でいじめ問題に取り組む新たな契機とする。

2 基本的考え方

(1) 生徒の現状

本校は、1学年7クラスの総合学科であり、全般的に落ち着いた雰囲気教育活動が行われている。

いじめに関しては、アンケートや面談を実施する中で予防・早期発見など適切に対応している。

近年、携帯電話等の保有率はかなり高い状況にあり、アプリを介した生徒同士のトラブルや相談も発生しているため、潜在化するいじめ問題にも注意し、「いじめを許さない」体制作りを進めている。

(2) これまでの本校の取り組み

生徒指導においては、指導部を中心に集団としての規律・ルールを遵守する指導や、厳しさとともに温かさを持った生徒指導の徹底、生徒・保護者の目線にたった指導の配慮と工夫に努めてきた。また、「ふるさと貢献活動」を軸とし、地域社会に密着した諸活動を実施することにより、地域の様々な世代の人達とのふれあいの中で地域とのつながりを理解し、自己有用感を高めるなど、いじめ防止に向けた社会性育成にも力を入れ、成果をあげている。また、従来から実施している「いじめアンケート」の結果のみならず、総合学科の特色でもある少人数授業の利点を生かし、平素より教師集団が、個々の生徒たちの学校生活や家庭生活の状況を敏感にキャッチし、生徒の微妙な変化にも対応している。

(3) 今後の取り組みの方向

兵庫県のいじめ問題に対する基本的な方向を踏まえるとともに、本校では以下の5点に重点的に取り組む。

- ①「学校いじめ防止基本方針」には、いじめ問題に対する基本的な考え方や方向性はもとより、未然防止から早期発見、対処へと至る一連の取り組みとその具体的な年間計画、そうした取り組みを実施していくための「組織」等を盛り込む。
- ②これまでの本校のいじめ問題に対する方針や取り組みを見直し、足りない部分を補う。
- ③「学校いじめ基本方針」の策定に終わることなく、これを機に「教職員間の温度差」を取り除き、本校すべての教職員が組織的・計画的にいじめ問題に取り組む学校体制を構築していく。
- ④年間計画で定めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その取り組みが適切に行われたか否かを検証する。
- ⑤生徒をいじめに向かわせないために、「目指す生徒像」と「課題」を明確にし、学校として、どのような実践がいじめ防止につながるのかを常に検証する。

3 いじめ防止等の指導体制等

(1) 日常の指導体制（組織的対応）

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により構成される日常の教育相談体制をはじめ、スクールソーシャルワーカー

一など環境改善に向けて対応できる関係機関との連携や生徒指導体制などの校内組織や連携する関係機関を別に定める。

別紙1 校内指導体制及び関係機関

また、いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さず、早期発見のためのチェックリストを別に定める。

別紙2 チェックリスト

(2) 未然防止等の年間指導計画

いじめの防止の観点から、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組を体系的・計画的に行うため、包括的な取組の方針、いじめの防止のための取組、早期発見の在り方、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る校内研修など、年間の指導計画を別に定める。

別紙3 年間指導計画

(3) いじめを認知した際の組織的対応（留意点）

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめを認知した場合は、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速に対応できるよう、いじめ解決に向けた組織的対応の留意点を別に定める。

別紙4 組織的対応の留意点

4 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

重大事態とは、「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」であり、いじめを受けた生徒の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、や精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

また、「いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」であるが、「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、適切に調査し、校長が判断する。また、生徒や保護者からいじめにより、重大事態に至ったという申立てがあったときは、校長が判断し、適切かつ迅速に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに県教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対応委員会に専門的知識及び経験を有する外部の専門家である保護司や民生児童委員等を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

5 その他の事項

いじめ防止等についても、地域とともに取り組む必要があるため、策定した学校の基本方針については、学校のホームページなどで公開するとともに、学校評議員会やPTA総会をはじめ、地域懇談会、年次懇談会、三者懇談会、家庭訪問などあらゆる機会を利用して保護者や地域からの情報収集や情報発信に努める必要がある。

いじめ防止等に実効性の高い取り組みを実施するため、学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているかについて、「いじめ対応チーム」を中心に点検し、必要に応じて見直す。学校の基本方針の見直しに際し、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について生徒の主体的かつ積極的な参加についても確保できるよう留意する。また、地域を巻き込んだ学校の基本方針になるように、保護者や地域からの意見を積極的に聴取するように留意する。